

鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の木造住宅生産事業者が連携して、県産材を活用した木造住宅の良さや、より良質な住宅を建設するための施策等を県民へ普及啓発することにより、県民の住生活の向上及び地場産業の振興に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号全ての要件を満たす広報・普及啓発活動（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 建設事業者、設計事業者又は木材供給事業者のいずれかに該当する者2者以上が連携して、別表1に掲げるいずれかの補助事業を実施すること（ただし、少なくとも1者以上は当該年度から起算して過去3年の間に、とっとり住まいる支援事業補助金（平成26年3月25日付第201300192944号鳥取県生活環境部長通知）による交付決定又は登録決定を受けた住宅の施工若しくは設計を実施した者でなければならない。また、各事業者の役員が2分の1以上重複してはならない。）。
- (2) 補助事業の実施において、県民に対し別表2第1欄の(1)及び(2)から(5)までのうち選択した項目がある場合は当該項目に掲げる県の住宅施策について情報提供（住宅政策課長が別に定める内容及び方法によるものとする）を行うこと。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨てるものとする。）以下で、別表2の第2欄に定める額（同表第1欄(1)及び(2)から(5)までに掲げる県の住宅施策のうち情報提供を行うものに限る。）の合計又は20万円のいずれか低い額を上限とする。

なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、委託する場合にあっては、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除くほかは、県内事業者が実施したものに限る。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 動画等作成経費（委託費又は需用費（文具・消耗品等購入費に限る。））
- (3) 謝金（見学会場とする住宅建築主への謝礼を除く。）、旅費

- (4) 印刷製本費（広告物は会社のパンフレット、カタログ等を除き、第1項第3号に従い情報提供を行うものに限る。）
- (5) 役務費
- (6) 使用料、賃借料
- (7) その他生活環境部長が特に必要と認める経費

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始日の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
 - (2) 本補助金の2割を超える減額を伴うもの
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、同項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。
- (1) 口座振込依頼書
- (2) 補助対象経費の証票書類（請求書等）

- (3) 第3条第1項第3号による情報提供の内容が確認できる資料
 - (4) 見学会、講演会又は研修会等の様子がわかる写真（各回1枚以上）
 - (5) 動画、テレビ・ラジオCM等を作成した場合は、その内容が確認できる資料
 - (6) 別表2の第1欄の(4)の補助事業を行った場合は、長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条の規定に基づき通知された文書の写し
 - (7) その他住宅政策課長が特に必要と認める書類
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して様式第4号により報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし住宅政策課長へ提出するものとする。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表1（第3条関係）

| |
|---|
| 補助事業（広報・普及啓発活動） |
| （1）住宅の見学会（リモート見学会を含む）、顧客向け講演会等 |
| （2）完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関する広報活動（動画の作成、配信及びホームページ等への掲載並びにテレビ・ラジオCM等） |
| （3）住宅施策普及のための事業者研修会等 |

※住宅の見学会を実施する場合又は完成住宅等の紹介動画、テレビCM等を作成する場合、当該住宅は第3条第1項第1号に掲げる補助金の交付決定又は登録決定を受けた住宅でなければならない。

別表2（第3条及び第7条関係）

| 1 広報・普及啓発における県の住宅施策 | 2 補助金額 |
|---|--------|
| （1）とっとり住まいる支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関すること | 10万円 |
| （2）とっとり健康省エネ住宅（とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知。）を満たす住宅をいう。）に関すること。 | 10万円 |
| （3）伝統構法（筋交い、付属金物、構造用合板等の耐力壁に頼らず、柱、梁などを継手又は仕口により組み合わせ、耐力を持たせる構法をいう。）が活用された住宅に関すること。 | 5万円 |
| （4）長期優良住宅（長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づき認定された住宅をいう。）に関すること。 | 5万円 |
| （5）住宅の耐震化に関すること（耐震等級3（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に定められている等級3の基準をいう。）以上。）。 | 5万円 |
| ※（2）から（5）までの項目を選択して住宅の見学会を実施する場合又は完成住宅等の紹介動画、テレビCM等を作成する場合、当該住宅は各項目に該当する住宅でなければならない。 | |

2 算出内訳

(単位:円)

| 事業概要 | 実施時期 | 事業費 | | 交付申請額 | 備考 |
|------|------|-----|--------|-------|----|
| | | 事業費 | 補助対象経費 | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注) 1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を()書きで記載すること。

3 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

| 財源内訳 | 区分 | 予算額 (a) | 決算（見込み）額 (b) | 差引 (a - b) |
|----------------|----|------------|-----------------|---------------|
| 県補助金 その他の財源 | | | | |
| 合計 | | | | |

歳出予算（決算）

（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 流用等 増△減額 | 予算現額 | 支払額 | 適要 |
|----|-----|-------------|------|-----|----|
| | | | | | |

県外発注状況

| 区分 | 経費の内容 | 発注先の 事業者名・所在地 | 県内事業者への発注が困難な理由 |
|----|-------|------------------|-----------------|
| | | | |

※補助対象経費のうち、県外事業者へ委託する場合には、県内事業者への発注が困難な理由を記載して下さい。

様

鳥取県知事

年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、……とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
 - (1) 算定基準額 金 円
 - (2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第201300200758号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 _____ 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額） | 金 _____ 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

| 区 分 | 課税仕入れ | | | | 非課税仕入れ | 合計 |
|-----------------------|-------|-------------|--------------|-------|--------|----|
| | | 課税売上 対応分 | 非課税売上 対応分 | 共通対応分 | | |
| 経 費 の 内 訳 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法